

消費生活センターの啓発事業について

愛媛県消費生活センターでは、「自ら考え行動する」自立した消費者の育成を目指し、各種出前講座や体験テスト教室(簡単な実験)、展示室(pipiのなるほどルーム)の見学、視聴覚教材(DVD・かるた)の貸し出しを実施しています。

【出前講座】契約について、消費者トラブルの事例とその対策、クーリング・オフ制度 など

【体験テスト教室】着色料調べ、糖度・塩分調べ、ビタミンC調べ、リサイクル工作 など

出前講座の依頼や教材の貸し出しは089-926-2603までお問い合わせください

【pipiのなるほどルーム】



(新型コロナウイルス感染症の状況により、ご希望に添えない場合があります)

【DVD・かるた】



【着色料調べ】



おもいやり消費(エシカル消費)始めてみませんか

おもいやり消費とは、環境や人、地域の課題について考えたり、これらの課題に取り組む事業者等を応援したりしながら消費活動を行うことです。次のようなことを少しでも意識して生活してみませんか？

詳しくはこちら



おもいやり消費リーフレット

環境へのおもいやり	人へのおもいやり	地域へのおもいやり
◇食品ロス削減 ・必要に応じた買い物・注文 ・賞味・消費期限を理解し使い切る	◇開発途上国の支援 ・開発途上国のことを調べる ・フェアトレード商品の購入	◇被災地支援 ・被災地で採れたものや作られた製品の購入
◇地球環境への配慮 ・環境ラベル付き商品の購入 ・電気・ガス・水の節約 ・3Rを意識して生活	◇障がい者支援 ・「い〜よグッズ」をチェック ・就労継続支援事業所の商品の購入やサービスの利用	◇地産地消 ・地元の農林水産物を購入 ・愛媛の工業製品・工芸品を購入 ・コロナ禍の地元産業を応援

愛媛県消費生活センターについて、もっと詳しく知りたい！

▶ホームページ「消費者情報プラザ」をご覧ください。



消費者トラブルで困ったときは、一人で悩まず相談しましょう！

消費者ホットライン **188** (いやや) 局番なし

お近くの消費生活相談窓口をご案内
居住地の郵便番号を確認して電話するとスムーズにおつなぎできます。



発行：愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課 愛媛県消費生活センター
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 〒791-8014 松山市山越町450番地
TEL:089-912-2336 TEL:089-926-2603

*この冊子は愛媛県金融広報委員会の協力のもと作成しています

2022(令和4)年4月から成年年齢が18歳に!

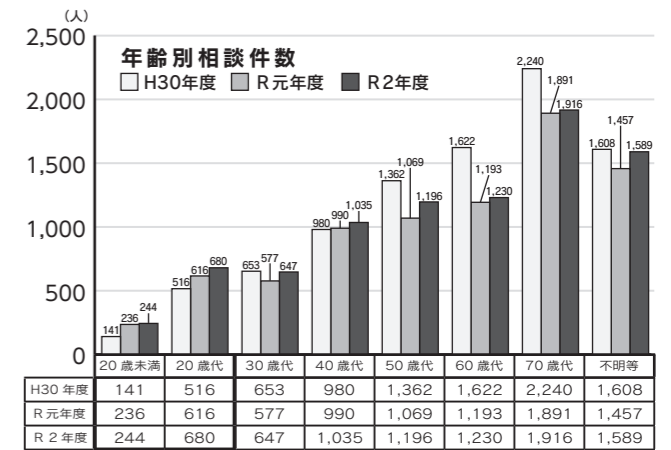
県内の消費生活相談窓口寄せられる相談は中高年からのものが多く、若い人からの相談の割合は低いものの、平成30年度~令和2年度にかけて、10代、20代からの相談は増えつづけています。

今年4月から成年年齢が18歳に引き下げられると、18歳、19歳は未成年者取消(※)ができなくなり、契約の知識や社会経験の不足から悪質業者のターゲットになるなど、消費者トラブルにあいやすくなります。

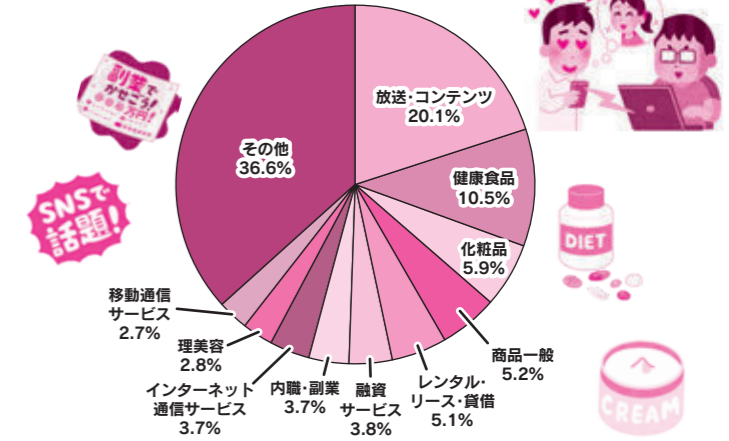
(※)未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合は、原則として、契約を取り消すことができます。

若年者に多い相談を商品・役務別にみると、放送・コンテンツ(インターネット上の動画・音楽配信サービスや出会い系サイト、オンラインゲームなど)、健康食品(ダイエットサプリなど)、化粧品(除毛クリーム、美白クリームなど)が上位を占めています。

また、健康食品や化粧品に関する相談の多くは、SNSの広告などを見てお試しのつもりで購入したところ、定期購入の契約だったというものです。



30歳未満の商品・役務別相談件数(上位10分類及びその他)



消費者トラブルに関する最新情報をお届け

消費者庁公式LINEアカウント「若者ナビ」



友だち登録すると、最新情報が配信されるほか、チャットボットで様々な契約における注意点などを確認できます。



友だち登録はこちらから▶

成年年齢引き下げについては、次ページで詳しく

消費者トラブルに巻き込まれないためのポイント!

- ① 軽い気持ちで契約しない
 - ・契約する前によく考え、責任を持つ
 - ・自信がないときは身内や信頼できる人に相談する
- ② うまい話に飛びつかない
 - ・簡単に儲かる? そんなことはありえない
 - ・広告や説明をうのみにして安易に契約しない
- ③ ネットの情報に流されない
 - ・スマホの向こうのその人、その話、信用できる?
- ④ 契約をせかさされてもその場で判断しない
 - ・「今日だけ」「あなただけ」に惑わされない
- ⑤ 借金してまで契約しない
 - ・不要な契約は「いいません」「契約しません」とはっきり断る
- ⑥ 消費者の味方になる知識を身につける
 - ・クーリング・オフなど、契約を取り消せる場合がある
- ⑦ 消費者トラブルで困った時は
 - ・消費者ホットライン188(いやや)へ相談

2022年4月1日から新成人の年齢が変わる！ ～新成人に注意してほしい消費者トラブル～

キッズ・マネー・ステーション
認定講師/ファイナンシャルプランナー
田島 めぐみ

2022年4月1日から成年年齢が、20歳から18歳に引き下げられ、その時点でそれまで未成年者とされていた18歳以上20歳未満の方（2002年4月2日生まれから2004年4月1日生まれまでの方）は、新成人になります。若者の積極的な社会参加を促すことになると期待されており、自分の意思で様々なことができるようになりますが、その分、自己責任も伴います。特に、金銭が絡む契約には注意が必要です。今まではどういったところが変わり、気を付けなければいけないのかについて解説いたします。

成年年齢に達すると何が変わる？

成年（18歳）になると親権に服さなくなるため、進学や就職などの進路や自分の住む場所なども、自分の意思で決めることができるようになります。一方、20歳にならないとできないこともあります。

成年年齢の引き下げで変わるものと、変わらないもの

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> ●親の同意がなくても契約できる <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる など ●10年有効のパスポートを取得する ●公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ●結婚 <ul style="list-style-type: none"> 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。 ●性同一性障害の人が、性別の取扱いの変更審判を受けられる <ul style="list-style-type: none"> ※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲酒をする ●喫煙をする ●競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う ●養子を迎える ●大型・中型自動車運転免許の取得

出典：政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報から引用

できるようになることは、主に自己決定権を尊重するものばかりですが、金銭に絡む契約も一人でできてしまいます。成年年齢になる前に、契約に関する知識や消費者の味方になるルールを身につけることで、トラブル防止に努めたいところです。

若者の相談件数は成年を迎えると増加

未成年者で親の同意を得ずに結んだ契約は、「未成年者取消権」によって原則取り消すことができますが、成年になるとそのような保護がなくなります。成年になりたての若者は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま契約を結んでしまうケースもあります。

このようなことから、成年年齢が18歳に引き下げられることで、18歳19歳からトラブルに遭う可能性が危惧されます。

若者が遭いやすい消費者トラブル

消費者トラブルの中でも、「美容」や「お金」にまつわる相談が多く寄せられています。国民生活センターに寄せられた事例をいくつか見ていきます。

【定期購入に関する事例】

- ・1回限りの注文のつもりが「定期購入」だった。
- ・いつでも解約できるはずなのに、販売業者に電話が繋がらず解約できない。

【美容に関する相談事例】

- ・「10万円全身脱毛」の広告を見たが、実際は70万円の高額コースを勧められ解約したい。
- ・「手術当日に化粧できる」という二重まぶた形成術を受けたが、術後の腫れが引かない。

【怪しい副業・アルバイトのトラブル】

- ・チャットで相談にのるだけのアルバイトで、次々と手数料を支払わされた。
- ・「荷受代行」をしたら、自分名義でスマートフォン6台を購入されていた。

【強引に契約を迫る手口】

- ・大学の先輩にFX自動売買システムの購入を勧められ、「高額で支払えない」と断ったら、学生ローンで借金する方法を事細かく指示された。

【情報商材や暗号資産のトラブル】

- ・アフィリエイトの情報商材を3千円で購入後、サポートを受けるために65万円の有料プランを契約したが、もうからない。
- ・SNSで知り合った人に勧められて暗号資産の投資をしたが、出金できない。
- ・暗号資産で投資をする契約をしたが、説明と違い、全く配当が入らない。

自分一人で契約ができるようになると、このような勧誘が一気に増えますのでトラブルに巻き込まれないように気をつけましょう。

トラブル防止のポイント

後々後悔しないためにも、契約する前によく考えることが大切です。特に、「今月末までのキャンペーン」や「本日限り」、「身内だけの情報」など、営業トークには惑わされないようにしましょう。その場で即決や契約せずに、一旦持ち帰って冷静に判断するべきです。自分で決められない、自己判断ができない時は、家族や信頼できる人に相談することをおすすめします。

(1) 安易に消費者金融や学生ローンで借金をしない

お金がない時には、消費者金融や学生ローン、またはクレジットカードで支払う選択もありますが安易に利用しないようにしましょう。お金を借りるということは、今後の生活に深く関わってきます。返済がしっかりできるのか、金利は高いか、身の丈に合った買い物なのかよく考え、厳しいと感じたら、きっぱりと断る勇気も必要です。

(2) クーリング・オフ制度

訪問販売、電話勧誘、連鎖販売取引（ネットワークビジネス・MLM・マルチ商法）、エステティックや美容医療の契約など（特定継続役務提供）では、契約の申込や締結をしても、一定期間であれば無条件で契約の申込を撤回、解除することができます。必ず書面で行う必要がありますので、書き方や手続きが分からない時は、お近くの「消費生活センター」等へ相談しましょう。

(3) 不当な契約は無効にできる

嘘を言われたり、こちらが不利になることは伝えられなかった、必ず値上がりすると言われたなど、不当な勧誘は後から取り消すことができます。また、平成30年改正によって新設された事項には、就職セミナー商法（不安をあおる告知）や、デート商法（好意の感情の不当な利用）も取り消すことができるようになっており、エステの勧誘で「このままではお肌がボロボロになる。うちのエステが必要」と勧誘されて契約した場合にも、不安をあおる告知に該当し契約を取り消すことができます。※消費者庁（不当な契約は無効です-早わかり!消費者契約法-）のリーフレットから。

トラブルの事例や対処法をあらかじめ知っておくことは、トラブルを未然に防ぐことにつながります。新成人になる人が周りにいたら、ぜひ情報の共有をしてください。保護者や周囲の人たちが見守り、相談しやすい環境をつくることも大切です。

